定額(固定)残業制・計算事例

(1カ月の平均所定労働時間は160時間とする)

■割増賃金の額だけが示され、時間外労働時間数が不明な場合

事例A: 『基本給35万円のうち、3万円は割増賃金とする』

①基本給から割増賃金を除く 350,000 円-30,000 円 = 320,000 円

② ①で求めた金額を1カ月の平均所定労働時間数で割る 320,000 円 ÷ 160 時間 = 2,000 円 (←割増賃金における基礎となる賃金、時給単価)

③ ②で求めた金額に時間外労働の割増率 25%を上乗せする2.000 円 × 1.25 = 2.500 円 (←時間外労働1時間当たりの割増賃金単価)

④ ③で求めた割増賃金単価で、元々設定された割増賃金を割る 30,000 円 ÷ 2,500 円 = 12 時間 (←定額残業で設定されている時間外労働時間数)

■時間外労働時間数だけが示され、割増賃金の額が不明な場合

事例B: 『基本給42万円には時間外労働40時間分の割増賃金を含むものとする』

①設定された時間外労働時間数を25%増しにする 40 時間 × 1.25 = 50 時間

② ①の時間数と1カ月の平均所定労働時間数を合計する160 時間 + 50 時間 = 210 時間

③ ②の合計労働時間数で基本給を割る420,000 円 ÷ 210 時間 = 2,000 円(割増賃金における基礎となる賃金、時給単価)

③は次のように考え計算することもできる

¥420,000 = 基本給+割増賃金

¥420,000 =

(時給×160H)+(時給×1.25×40H)

¥420.000 = (160H×時給)+(50H×時給)

¥420,000 = 210H× 時給単価

④基礎となる賃金に割増率 25%を上乗せする

2,000 円 × 1.25 = 2,500 円 (←時間外労働1時間当たりの割増賃金単価)

⑤ ④で求めた割増賃金単価に、元々設定された時間外労働時間数を掛ける 2,500 円 × 40 時間 = 100,000 円 (←定額残業で設定されている割増賃金の額)